



(NEC グループ)
サプライチェーン
CSR ガイドライン
〈お取引先様向け〉

日本電気株式会社

2011年12月13日 第4版

目 次

1. はじめに	1
2. CSR ガイドラインの目的	2
3. NEC グループにおける CSR の考え方	2
(1) CSR 経営の基本方針	3
(2) CSR 推進体制	4
(3) NEC グループ企業行動憲章	5
(4) NEC グループ行動規範	6
4. お取引先への要望	7
5. 具体的推進事項の詳細説明	10
6. むすび	24

1. はじめに

NEC グループにおいては、CSRとは企業活動そのものであり、NEC の経営活動の全体像である「NEC Way」の実践をとおして、社会とNECグループの持続可能な発展を追求していくことだと考えています。すなわち、『NECグループビジョン 2017』に掲げる「人と地球にやさしい情報社会」の実現に向け、コンプライアンスの徹底を前提に、事業をとおしてお客様や社会の課題・ニーズ解決に貢献することで、ステークホルダーからの支持を得て、事業の収益性と成長性に結び付けていくということです。

NEC グループでは、2004 年 4 月に、より組織的かつ戦略的な CSR 活動を進めるために、『NEC グループ企業行動憲章』および『NEC グループ行動規範』を制定して CSR への取り組みの基盤としました。また、体制面では、CSR 推進担当役員を任命し、グループ横断的な専任組織として「CSR 推進部」を設置し、CSR 推進担当役員を委員長として、社長、副社長、役員および各ビジネスユニット長ならびにスタッフ担当役員がメンバーとなり重要事項を審議する「CSR 推進委員会」を設置しています。

2005 年 5 月には国連の提唱する『グローバルコンパクト』に署名しました。グローバルコンパクトが掲げる「人権・労働・環境・腐敗防止」についての普遍的原則を支持するとともに、ISO26000 を礎とした CSR 経営を推進してまいります。

一方、お客様の満足を獲得し、かつステークホルダーとの相互発展を実現していくためには、サプライチェーンのお取引先とのより一層の協力・連携が不可欠であると認識しており、資材調達においても CSR 活動の推進を図るべく、『NEC グループ資材調達基本方針』で持続可能な倫理的な調達活動の追求を明記しております。また、お取引先と協働した CSR に取り組むことが互いの企業価値の向上に寄与し、NEC とお取引先相互の持続可能な成長にもつながるものと考えています。

サプライチェーン全体への CSR の浸透という観点では業界での協働した取り組みが必要とされます。お取引先においても自社のみならず、資材調達を行っているサプライチェーン上流に位置する企業に対しても、CSR 推進活動の啓発、管理、監督を行っていただけるよう要望致します。

お取引先におかれましては、上記の趣旨をご賢察のうえ、本書をご活用いただきますようお願い申し上げます。

2. CSR ガイドラインの目的

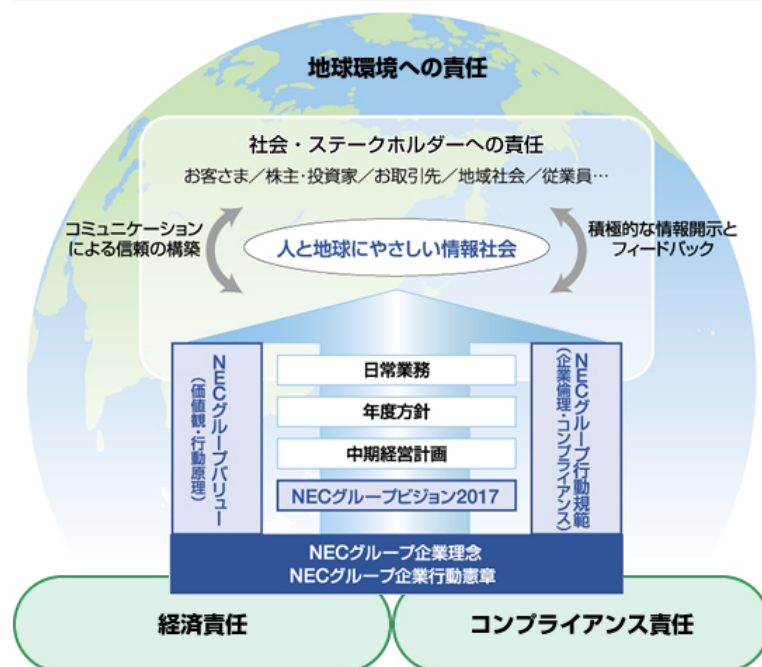
本 CSR ガイドラインは、NEC グループが取り組んでいる CSR 推進活動をお取引先にご理解いただくとともに、CSR 推進の観点からお取引先にご協力いただきたい要望事項やサプライチェーン上流に位置する企業に対して管理および監督を行っていただきたい事項を明確にすることで、お取引先とともに CSR 活動を推進していくことを目的としています。

3. NEC グループにおける CSR の考え方

NEC にとって、CSR への取り組みは、企業活動そのものであり、2008 年 4 月に体系化した「NEC Way」の実践をとおして、社会と NEC グループの持続可能な発展を追求していくことです。企業は、多種多様な生物にとってかけがえのない地球という環境の中で、社会に生かされている存在であり、このことを深く自覚することが重要です。その上で、企業理念にもとづき 2008 年に制定した「NEC グループビジョン 2017」に掲げる「人と地球にやさしい情報社会」を実現すべく、社員一人ひとりが日々の業務の中で、企業倫理とコンプライアンスを徹底し、「NEC グループバリュー（価値観・行動原理）」を実践し、お客さま・社会の課題解決に貢献していきます。

さらに、その成果と課題を積極的にステークホルダーの皆さまに開示し、説明責任を果たしていくこと、およびステークホルダーの皆さまとのコミュニケーションをとおして企業活動を改善し、信頼関係を構築することも重要な社会的責任だと認識しています。これによって、お客さま、社会、そして NEC グループの持続可能な発展を追求していきます。

「NEC Way」の実践をとおした社会と NEC グループの持続可能な発展



*NEC Way、NEC グループ企業理念、NEC グループビジョン 2017、NEC グループバリューの詳細は次の URL をご参照ください。<http://www.nec.co.jp/profile/necway.html>

(1)CSR 経営の基本方針

➤ リスク管理・コンプライアンスの徹底

NEC が提供する製品・サービス、または従業員などの行動が原因となって事故・不祥事を引き起こし、お客さまをはじめとするステークホルダーのみなさまにご迷惑をおかけすることがないよう、リスク管理とコンプライアンスを徹底します。

➤ 事業活動をととした社会的課題解決への貢献

事業活動をととして、また良き企業市民として社会貢献活動をととして、イノベーションにより、お客さま・社会の課題解決に貢献します。また、これらの事業活動を支える社内マネジメントの取り組みも推進します。

➤ ステークホルダー・コミュニケーションの推進

「CSR レポート」などをととして日常の取り組みをステークホルダーのみなさまに積極的に開示し、説明責任を果たすこと、さらに、その声を事業活動に取り込むことで取り組みの改善につなげ、ステークホルダーのみなさまとの信頼関係を構築します。

(2) CSR 推進体制

CSR 推進委員会

CSR 担当役員を任命して委員長に据え、執行役員社長、執行役員副社長、各ビジネスユニット(BU)長、スタッフ部門担当役員を主なメンバーとした委員会です。

➤ 審議事項

- ✓ NEC グループにおける CSR 推進に関する基本方針
- ✓ CSR に関する社会環境変化を踏まえた NEC グループとしての重要課題の共有・浸透
- ✓ CSR 推進に関する重要施策の NEC グループ横断的な実行推進
- ✓ CSR 推進に関するベストプラクティスの NEC グループ横断的な共有・展開

リスク・コンプライアンス委員会

スタッフ部門担当役員を主なメンバーとする委員会です。

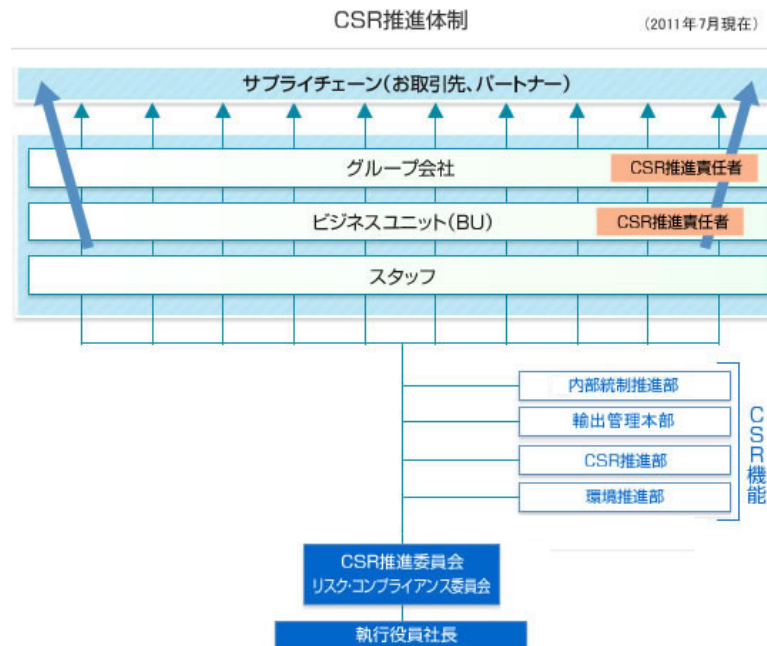
NEC グループのリスク管理、コンプライアンス推進に関する重要な事項を検討・審議します。

CSR 機能

CSR の推進に関する NEC グループ横断的な組織の集まりで、内部統制推進部、輸出管理本部、CSR 推進部、環境推進部が含まれます。CSR 推進部は、CSR 機能の各部門のほか、関係各部門と密接に連携しながら CSR 経営を推進します。

CSR 推進責任者

BU、グループ会社ごとに(リスク管理とコンプライアンス徹底を中心とする)CSR への取り組み推進の責任者が設定されています。



CSR 推進体制は 2011 年度時点の体制です。

(3) NEC グループ企業行動憲章

NEC グループ企業行動憲章は、10の原則から成り、CSRの観点から NEC グループの一員としてあるべき企業行動を指針として示したものです。

NEC グループ企業行動憲章

NEC グループは、健全な事業活動をととして収益性を高め、活力ある発展と社会への還元を図ります。

そのためには、関係法令の遵守はもちろんのこと、良き企業市民として社会的責任を果たし、お客さま、株主・投資家の皆さま、取引先、地域社会、従業員をはじめとした関係者からの信頼を得て、企業価値を高めることが必要だと認識しています。

一、お客さまの満足

有用で信頼性の高い商品やサービスを、安全に十分配慮して開発、提供し、お客さまの満足と信頼を獲得します。

一、新しい技術への挑戦

創造的な技術開発に挑戦し、新事業領域の開拓を行い、豊かな未来に貢献します。

一、公正な企業活動

公正、透明、自由な競争を行います。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保ちます。

一、情報発信

正確で十分な企業情報をわかりやすく適時かつ適正に発信し、企業活動の透明性を高めます。

一、地球環境保全への貢献

地球環境への負荷を低減し、持続可能な社会づくりに貢献します。

一、地域社会との調和

国や地域の文化・慣習を尊重し、その発展に貢献する経営を行います。

一、社会貢献活動

社会の一員であることを深く自覚し、良き企業市民として積極的に社会貢献活動を行います。

一、人権尊重

あらゆる企業活動の場面において人権を尊重し、差別的取扱い、児童労働、強制労働を認めません。

一、従業員の尊重

従業員一人ひとりの個性を尊重します。また、能力を十分に発揮でき、生き活きと働ける環境を実現します。

一、知的資産・個人情報の管理

知的資産や個人情報の価値を認識し、適正な管理を実行します。

(4)NEC グループ行動規範

「NEC グループ行動規範」は、主に遵法と企業倫理の観点から、お客様、株主・投資家の皆様、お取引先、地域社会、従業員をはじめとするステークホルダーの信頼を得るため、NEC グループ全ての役員と従業員の一人ひとりが日頃心がけていくべき事柄を規範として具体的に定めたものです。

NEC グループ行動規範

I. 総則

1. この規範の趣旨および適用範囲
2. 基本姿勢
3. 規範遵守の責任
4. コンプライアンス・ホットライン
5. 制定および改訂

II. 社会との関係

1. 環境保全
2. 寄付行為
3. 政治資金
4. 反社会的行為への関与の禁止

III. お客さま、取引先、競争会社等との関係

1. 製品・サービスの安全性
2. 自由な競争および公正な取引
3. 購入先・協力先との取引に関する方針
4. 販売パートナーとの取引に関する方針
5. 接待・贈答等に関する方針
6. 輸出入に関する方針
7. 宣伝・広告等に関する方針

IV. 株主・投資家の皆さまとの関係

1. 企業情報の発信
2. インサイダー取引の禁止

V. 会社財産・情報の管理

1. 会社財産の管理および適正使用
2. 秘密情報の取扱
3. 知的財産権の保護と活用

*NEC グループ行動規範の詳細 <http://www.nec.co.jp/csr/ja/management/code.html>

4. お取引先への要望

CSR は基本的には個々の企業がそれぞれ自主的に取り組むべきものですが、NEC グループとしてこれを遂行していくためには、サプライチェーンにおける CSR 推進が不可欠です。また、NEC グループが CSR 経営の礎とする ISO26000 においても、その中核主題のひとつである「公正な事業慣行」の項目である「影響力の範囲における社会的責任の推進」を進めるために、調達および購入を通じた CSR 推進の必要性が明記されています。お取引先にも NEC グループの取り組みを参考にして、CSR の PDCA マネジメントや組織活動への組み込みを推進するよう要望いたします。

加えて、リスクマネジメントの観点から、特に取り組んでいただきたい事項を以下に提示いたします。これらの事項については、お取引先の自社内のみならず、さらに上流のサプライヤをも包括した取り組みとしていただくことを要望いたします。

◆ コンプライアンス責任に対する理解と徹底

企業は関係法令や企業倫理に則して営利活動を行わなければなりません。
いわゆるコンプライアンス責任を果たすことは最低限の責務であるということを充分理解し、徹底をお願いいたします。

◆ 重点リスクのマネジメント

NEC グループでは、優先的に取り組むべきサプライチェーンでの重点リスク項目を設定しています。

- ① 品質・安全性リスク
- ② 環境・生物多様性リスク
- ③ 情報セキュリティリスク
- ④ 公正取引に関わるリスク
- ⑤ 労働安全衛生リスク
- ⑥ 人権リスク

NEC グループでは、表 4-1 に示す『具体的推進事項』を、サプライチェーンを含めた取り組み事項としています。これらの具体的推進事項については、お取引先におかれましても優先的に取り組んでいただきたいと考えています。なお、お取引先の CSR への取り組みにおいて、具体的推進事項に対する著しい逸脱が認められた場合には取引の見直しも検討いたします。

また、お取引先の CSR 推進活動状況をアンケート等にてお知らせいただく場合や訪問調査をお願いする場合もございます。その際には、本ガイドラインの趣旨をご賢察いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◆ サプライチェーン上流企業との連携要望

近年、サプライチェーン上流企業と協働しなければ対処できない社会・環境問題がおこっています。特に重要な課題である、事業継続対応・紛争鉱物問題・欧州 REACH 規則について、NEC グループでは対応方針を定めています。

お取引先の上流企業との協働を推進することによって課題対応にご協力下さるよう要望いたします。

事業継続(Business Continuity)対応方針

お取引先の事業が停止することは NEC グループの事業にインパクトを与え、さらには消費者の生活ならびに社会の仕組みにまで影響を及ぼしかねないことから、事業継続は CSR の側面を持っています。NEC グループは事業継続計画(BCP)の基本方針を定めています。

- ・ 従業員などの生命・安全の確保
- ・ NEC として求められる社会的責務の遂行
- ・ 事業停止から生じる経営ダメージのミニマム化

お取引先には、NEC グループの事業継続の取り組みを参考にした事業継続計画の策定を要望いたします。また、万一お取引先が被災された場合には、NEC グループにご一報下さるよう要望いたします。

紛争鉱物(Conflict Minerals)対応方針

NEC グループは、紛争地域において不当な方法で採掘された鉱物を製品に使用せず、また紛争地域において不当な方法で採掘された鉱物を原材料とする商品を調達しない方針です。

お取引先には、このような不当な方法で採掘された紛争鉱物を製品に含まないという方針に賛同いただくとともに、このような鉱物を商品の原材料として含まないための適切な管理を要望いたします。

【語句の定義】

不当な方法

コンゴ民主共和国およびその近隣国にて、武装勢力への直接的あるいは間接的な資金源となったり利益を与えるような関わりをもつような方法。

欧州 REACH 規則対応方針

NEC グループは、欧州 REACH 規則に適切に対応していく方針です。

そのためには、調達品の含有化学物質情報の把握が必要であり、お取引先にはサプライチェーンを通じた含有化学物質情報の提供を要望いたします。

表 4-1 重点リスク項目と具体的推進事項

NEC グループがお取引先に要望する CSR 推進項目

取り組みを要望する重点項目	具体的推進事項	関連する ISO26000 中核主題
CSR全般	CSR 活動の積極的な推進 社会・地域への貢献	6.2 6.8
製品の品質・安全性リスク	製品安全性の確保 品質マネジメントシステム	6.7 6.7
環境・生物多様性リスク	製品に含有する化学物質の管理 製造工程で用いる化学物質の管理 環境マネジメントシステム 環境への影響の最小化(排水・汚泥・排気など) 環境許認可／行政認可 資源・エネルギーの有効活用(3R) 温室効果ガスの排出量削減 廃棄物の削減 環境保全への取り組み状況の開示	6.5 6.5 6.5 6.5 6.5 6.5 6.5 6.5 6.5 6.2
情報セキュリティリスク	コンピュータ・ネットワーク脅威に対する防御 個人情報の漏洩防止 顧客・第三者の機密情報の漏洩防止	6.7 6.7 6.7
公正取引に関わるリスク	汚職・賄賂などの禁止 優越的地位の濫用の禁止 不適切な利益供与および受領の禁止 競争制限的行為の禁止 正確な製品・サービス情報の提供 知的財産の尊重 適切な輸出管理 情報公開 不正行為の予防・早期発見	6.6 6.6 6.6 6.6 6.7 6.6 6.6 6.2 6.6
労働安全衛生リスク	機械装置の安全対策 職場の安全 職場の衛生 労働災害・労働疾病 緊急時の対応 身体的負荷のかかる作業への配慮 施設の安全衛生 従業員の健康管理	6.4 6.4 6.4 6.4 6.4 6.4 6.4 6.4
人権リスク	強制的な労働の禁止 非人道的な扱いの禁止 児童労働の禁止 差別の禁止 適切な賃金 労働時間 従業員の団結権	6.3 6.3 6.3 6.3 6.4 6.4 6.3

*ISO26000 における 7 つの中核主題

(6.2)組織統治、(6.3)人権、(6.4)労働慣行、(6.5)環境、(6.6)公正な事業慣行

(6.7)消費者課題、(6.8)コミュニティへの参画およびコミュニティの発展

5. 具体的推進事項の詳細説明

表4-1記載の具体的推進事項について説明致します。なお、具体的推進事項は、社団法人電子情報技術産業協会が提唱する「サプライチェーン CSR ガイドブック」に準拠しています。

1 CSR 全般

1.1 CSR 活動の積極的な推進

自社の社会的責任を認識し、積極的に CSR 活動を推進することを要望します。

1.2 社会・地域への貢献

国際社会・地域社会の発展に貢献できる活動を自主的に行うことを要望します。

国際社会・地域社会の発展に貢献できる活動とは、企業の経営資源を活用したコミュニティへの支援活動をいい、一般的には次のような取組みをいう。

- ・ 本来の業務や技術などを活用した社会貢献
- ・ 施設や人材などを活用した非金銭的な社会貢献
- ・ 金銭的寄付による社会貢献

具体的には、災害時における地域との連携、従業員ボランティア、NPO/NGO などの活動支援、寄付活動、各種情報発信・紹介などの例を挙げることができる。各企業が実施可能な活動範囲を決め、積極的な社会貢献に取り組む。

2 製品の品質・安全性リスク

2.1 製品安全性の確保

自社の責任で製品設計を行う場合、製品が各国の法令等で定める安全基準を満足することを要望します。

製品設計を行う際には、十分な製品安全性を確保できる設計を行い、製造者としての責任を考慮して販売する。また、製品安全性に関しては法令遵守はもとより、通常有すべき安全性についても配慮する。

製品安全性に関わる法令等として、日本国内の場合には電気用品安全法、消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法などが挙げられる。安全基準は法令の細則等や JIS 等で定められている。また、海外の安全規格として UL、BSI、CSA 等がある。

製品安全性の確保には、トレーサビリティ(材料・部品・工程などの履歴)などの管理および問題解決に向けた迅速な対応を含む。

2.2 品質マネジメントシステムの構築と運用

品質マネジメントシステムを構築し、また運用することを要望します。

品質マネジメントシステムとは、品質保証活動を推進するための全般的な管理の仕組みをいい、組織体制・計画的活動・責任分担・慣行・手順・プロセス・経営資源を含んだものを指す。ここで品質保証活動とは、品質方針を作成し、その方針に従った施策を実施し、達成し、見直し、かつ維持することをいい、品質保証に対して、いわゆる PDCA サイクルを回しながら継続的改善を行うことを意味している。

代表的な品質マネジメントシステムとしては、ISO9000 ファミリー、ISO/TS16949、ISO13485 などがある。

3 環境・生物多様性リスク

3.1 製品に含有する化学物質の管理

すべての製品に対して、法令等で指定された化学物質を管理することを要望します。

製品に対する化学物質の管理とは、法令等で含有禁止に指定された化学物質を製品に含有してはならないことに加え、必要とされる表示義務を遵守することや必要とされる試験評価を行うこと等をいう。

3.2 製造工程で用いる化学物質の管理

製造工程において、所在国の法令等で指定された化学物質を管理することを要望します。

製造工程における化学物質の管理とは、製品に含有されてはならない化学物質を管理することはもとより、外部環境に排出される化学物質についても排出量の把握、行政への報告などを行い、当該物質の排出量の削減に努めることをいう。

3.3 環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムを構築し、また運用することを要望します。

環境マネジメントシステムとは、環境活動を推進するための全般的な管理の仕組みをいい、組織体制・計画的活動・責任分担・慣行・手順・プロセス・経営資源を含んだものを指す。ここで環境活動とは、環境方針を作成し、その方針に従った施策を実施し、達成し、見直し、かつ維持することをいい、環境保全に対して、いわゆる PDCA サイクルを回しながら継続的改善を行うことを意味している。代表的な環境マネジメントシステムとしては、ISO14001 などが挙げられ、第三者認証を受けることができる。

3.4 環境への影響の最小化(排水・汚泥・排気など)

排水・汚泥・排気などに関する所在国の法令等を遵守し、また必要に応じて自主規準をもって更なる改善をすることを要望します。

自主規準とは、法令等に定められた水準以上の環境負荷削減のための目標を持つことである。公害の発生を予防することはもとより、さらなる改善のための活動として、例えば、排水・汚泥・排気などの監視方法、制御方法、処置方法の改善や、それらの流出量の削減などが挙げられる。

3.5 環境許認可／行政認可

所在国の法令等に従い、必要とされる場合は行政からの許認可を受け、また必ず要求された管理報告を行政に提出することを要望します。

日本国内の場合、法令等で定められた、一定の資格を取得した管理者の設置義務として、廃掃法／特別管理産業廃棄物管理責任者、省エネ法／一定レベル以上のエネルギーを使用する工場におけるエネルギー管理士、大気汚染防止法等／化学物質、粉塵、煤塵を排出する工場における公害防止管理者などが挙げられる。

また事業に用いる化学物質により、毒物・劇物管理、特定化学物質管理、危険物管理などの責任者を設置する義務がある。

事業内容や工場立地により、環境影響評価、危険物取扱施設などに関する行政の許認可が必要な場合がある。

3.6 資源・エネルギーの有効活用(3R)

省資源・省エネルギーを実行するための自主目標を設定し、また継続的な資源・エネルギーの有効活用を図ることを要望します。

省資源とは、資源の有効活用を図ることをいう。そのための手段として製品への材料使用量および廃棄物の削減、ならびに再生資源および再生部品の利用を促進すること等がある。

省エネルギーとは、熱や電力エネルギーの使用の合理化を図ることをいう。エネルギーの節約をすることで石油、天然ガス、石炭、コークスなどの燃料資源を有効に利用することができる。

3Rとは Reduce(削減)、Reuse(再利用)、Recycle(再資源)を指す。

3.7 温室効果ガスの排出量削減

温室効果ガスの排出量削減を実行するための自主目標を設定し、また継続的削減を図ることを要望します。

温室効果ガスには様々なものがあるが、特に京都議定書で定められた二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、HFC、PFC、SF₆の6種類の物質群を指す。

継続的削減活動として、これら6種類の温室効果ガスに対して、自主的な削減目標を設定し、計画を立案し、確実に実行することが挙げられる。

3.8 廃棄物の削減

最終廃棄物の削減を実行するための自主目標を設定し、また継続的削減を図ることを要望します。

最終廃棄物とは、埋め立て、または焼却が必要な廃棄物を指す。

継続的削減活動として、最終廃棄物に対して、自主的な削減目標を設定し、計画を立案し、確実に実行することが挙げられる。

3.9 環境保全への取り組み状況の開示

環境活動の成果について、必要に応じ開示することを要望します。

環境活動の成果とは、環境保全のために実施した対策、大気・排水・土壌等への排出物、資源使用量、廃棄物量等を指し、事業所が引き起こした環境に有害な結果も含まれる。

成果を定期的に取りまとめるために、環境保全活動を行う組織と責任者をおき、環境保全活動の管理指標、目標の達成度、その他環境関連の重要事項について、継続的に記録をとる。

開示の方法として、環境報告書の公開および利害関係者への必要に応じた報告等がある。

4 情報セキュリティリスク

4.1 コンピュータ・ネットワーク脅威に対する防御

コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害を与えないように管理することを要望します。

コンピュータ・ネットワーク上の脅威とは、例えば、コンピュータウイルス、コンピュータワーム、スパイウェアなどを指す。

インターネットに接続されたパソコンがコンピュータウイルス等に感染した場合、当該パソコンに保存されている顧客情報、機密情報が流出するおそれがあり、また他社のコンピュータを攻撃するなどにより、業務停滞や信用失墜などの重大な損失を招くことがある。

従って、コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対して、社内外に影響を与えないための対策を講じることが重要である。

4.2 個人情報の漏洩防止

顧客・第三者・自社従業員の個人情報を適切に管理・保護することを要望します。

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

適切な管理とは、個人情報に関する全般的な管理の仕組みの構築と運用を指し、従業員等の遵守すべき規範や方針の作成、それらに従った計画立案、施策実施、監査および見直しを含む。

また適切な保護とは、個人情報を不正又は不当に取得、利用、開示又は漏洩しないことをいう。

4.3 顧客・第三者の機密情報の漏洩防止

顧客や第三者から受領した機密情報を適切に管理・保護することを要望します。

機密情報とは、一般的に、機密である旨が合意されている文書等（電磁的・光学的に記録されたデータ情報を含む）により開示された情報や、機密である旨を告知したうえで口頭にて開示された情報を指す。

適切な管理とは、機密情報に関する全般的な管理の仕組みの構築と運用を指し、従業員等の遵守すべき規範や方針の作成、それらに従った計画立案、施策実施、監査および見直しを含む。

また適切な保護とは、機密情報を不正又は不当に取得、利用、開示又は漏洩しないことをいう。

5 公正取引に関わるリスク

5.1 汚職・賄賂などの禁止

政治・行政との健全かつ正常な関係を保ち、贈賄や違法な政治献金などを行わないことを要望します。

贈賄とは、公務員およびそれに準じる者（以下公務員等という）に対し、許認可や取引の獲得・維持、非公開情報の入手など、業務上の何らかの見返りを求めた金銭の提供・接待・贈り物、その他の利益や便宜の供与を行うことをいう。

また、業務上の見返りを求めない場合であっても、公務員等に対し社会的儀礼を越えた接待・贈答を行うことも含む。

違法な政治献金とは、例えば、許認可や取引の獲得・維持、非公開情報の入手など業務上の何らかの見返りを求める政治献金を行うことや、正規の手続きを踏まない政治献金を行うことをいう。

5.2 優越的地位の濫用の禁止

優越的地位を濫用することにより、サプライヤに不利益を与える行為を行わないことを要望します。

優越的地位の濫用とは、購入者や委託者という立場を利用して、仕入先等との取引条件を一方的に決定・変更したり、不合理な要求や義務を課すことをいう。

調達取引は、契約等をベースにして誠実かつ公平・公正に行い、優越的地位を濫用するような行為を行わない。優越的地位の濫用に関する法規制のある国では、それらの法令を遵守する。（例えば日本における下請法など）

5.3 不適切な利益供与および受領の禁止

ステークホルダーとの関係において不適切な利益の供与や受領を行わないことを要望します。

不適切な利益供与や利益授受とは、以下のようなものをいう

法令に定める範囲を超えて景品や賞品・賞金などを顧客に提供あるいは顧客より受領したり、社会的儀礼の範囲を超えた金品や接待を提供あるいは受領するような、賄賂性のある行為。

社会的秩序や健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力（犯罪組織やテロ組織など）に不適切な利益を供与する行為。

顧客などの業務に関する非公開の重要情報をもとに、当該会社の株式などの売買を行なうインサイダー取引。

5.4 競争制限的行為の禁止

公正・透明・自由な競争を阻害する行為を行わないことを要望します。

競争を阻害する行為とは、同業他社との間で、製品・サービスの価格、量、販売地域などについて申し合わせを行うこと(カルテル)や、他の入札者との間で、落札者や落札価格の取り決めを行なうこと(入札談合)などをいう。

また、他社の営業秘密を違法な方法で入手・利用することや、他社製品に関し虚偽の表示や顧客に誤解を生じさせるような表示を行うなどは、不正競争行為である。

5.5 正確な製品・サービス情報の提供

消費者や顧客に対して、製品・サービスに関する正確な情報を提供することを要望します。

正確な情報とは、例えば次のようなことをいう。

- ・ 製品やサービスに関する仕様・品質・取扱い方法が正確であること。
- ・ 製品に使用されている部材・部品の含有物質等の情報が正確であること。
- ・ 製品やサービスに関するカタログ等の表示および広告宣伝においては、事実と異なる表現や、消費者や顧客に内容を誤認させる表現を行わず、また他の企業や個人の中傷誹謗、権利侵害等の内容を含まないこと。

5.6 知的財産の尊重

他者の知的財産権を侵害しないことを要望します。

知的財産とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、営業秘密等をいう。

製品、サービスの開発・生産・販売・提供などを行う場合は、第三者の知的財産の事前調査を十分行う。正当な理由のある場合を除き、第三者の知的財産の無断利用は知的財産権の侵害にあたる。

また、コンピュータソフトウェアその他の著作物の違法な複製等も知的財産権の侵害にあたる。

第三者の営業秘密を違法な手段で入手・使用することも同様に知的財産権の侵害にあたる。

5.7 適切な輸出業務の管理

法令等で規制される技術や物品の輸出に関して、明確な管理体制を整備して適切な輸出手続きを行うことを要望します。

法令等で規制される技術や物品とは、国際合意等(ワッセナー・アレンジメント等)に基づく法規などで輸出に関する規制のある部品・製品・技術・設備・ソフトウェア等である

なお、輸出に関しては監督官庁等の許可取得等の手続きが必要な場合がある。

5.8 情報公開

法令等で公開を義務付けられているか否かを問わず、ステークホルダに対して積極的に情報提供・開示を行うことを要望します。

ステークホルダーに情報提供・開示すべき内容とは、事業活動の内容、財務状況、業績、リスク情報(例えば大規模災害による被害、環境や社会への悪影響の発生、重大な法令違反などの発覚)等を指す。

なお、重大なリスク情報については都度公開するとともに顧客に発信することも積極的な情報提供の一例である。

5.9 不正行為の早期発見

不正行為を予防するための活動を行い、また早期に発見し対応するための制度を整えることを要望します。

不正行為を予防するための活動とは、従業員への教育、啓発を行うとともに、風通しの良い職場風土を作ることである。

不正行為の早期発見対応のための制度とは、例えば次のようなものをいう。

社内や社外に不正行為に関する通報窓口を設置し、経営者が不正行為を早期に発見できるように努める。また、通報者の秘密を守り、適切に保護することに努める。不正行為には迅速に対処し、対応結果を適宜、通報者へフィードバックする。

6 労働安全衛生リスク

6.1 機械装置の安全対策

自社で使用する機械装置類に適切な安全対策を講じることを要望します。

適切な安全対策とは、就業中に発生する事故や健康障害の防止のための管理をさし、例えば次のようなものをいう。

フェイルセーフ、フールプルーフ、インターロックなどと呼ばれる安全機構の採用、安全装置や防護壁等の設置、機械装置の定期的な検査とメンテナンスの実施

6.2 職場の安全

職場の安全に対するリスクを評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保することを要望します。

職場の安全に対するリスクとは、電気その他のエネルギー、火気、乗物、滑り・つまずき易い床面、落下物などの、就業中に発生する事故や健康障害の潜在的なリスクを指す。

適切な設計や技術・管理手段とは、例えば、センサによる危険個所の監視、機械や装置に供給される動力源を施錠することによる遮断（ロックアウト）、動力源の遮断中にエネルギー遮断装置の操作の禁止を明示する札の設置（タグアウト）、保護メガネ・安全帽・手袋などの保護具の提供などが挙げられる。

6.3 職場の衛生

職場において人体に有害な生物や化学物質および騒音や悪臭などに接する状況を把握し、また適切な対策を講じることを要望します。

人体に有害な化学物質として、煤煙、蒸気、ミスト、粉塵などや、毒劇物、放射線、慢性病を引き起こす物質（鉛、アスベストなど）などが挙げられる。また、騒音や悪臭なども著しい場合には人体に有害なものとして本項の要素である。

適切な対策とは、例えば、これらへの直接的接触機会の特定や査定、管理基準の制定及び運用、従業員への適切な教育や保護用品の提供などのことを指す。

6.4 労働災害・労働疾病

労働災害および労働疾病の状況を把握し、また適切な対策を講じることを要望します。

適切な対策とは、従業員による通報の促進、災害・疾病の分類や記録、必要に応じた治療の提供、災害・疾病の調査、原因排除に向けた是正対策の実行、従業員の職場復帰の促進などを可能にする制度や施策のことを指す。(労災保険への加入なども含む)

また、法令の定めに応じて、行政に対する必要な手続きを行うことも含まれる。

6.5 緊急時の対応

生命・身体の安全を守るため、発生しうる災害・事故などを想定のうえ、緊急時の対応策を準備し、また職場内に周知徹底することを要望します。

緊急時の対応策とは、例えば、緊急時の報告、従業員への通知、避難方法の明確化、避難施設の設置、緊急医療品の備蓄、火災探知システムの設置、火気抑制設備の設置、外部通信手段の確保、復旧計画の整備などを指す。

職場内への周知徹底方法として、従業員への緊急対応教育(避難訓練を含む)を実施することや、緊急時の対応手順書などを職場内で容易に手の届く場所に保管あるいは掲示することが挙げられる。

6.6 身体的負荷のかかる作業への配慮

身体的に負荷のかかる作業を特定のうえ災害・疾病に繋がらぬよう適切に管理することを要望します。

身体的に負荷のかかる作業には、手動での重量物運搬作業などの重労働のほかにも、組み立てやデータ入力などの長時間にわたる反復作業や連続作業などが含まれる。

適切な管理とは、定期的な小休止、作業補助具の提供、複数作業員での分担や協力などが挙げられる。

6.7 施設の安全衛生

従業員の生活のために提供される施設(寮・食堂・トイレなど)の安全衛生を適切に確保することを要望します。

従業員の生活のために提供される施設とは、職場で従業員に提供される施設(トイレ、水飲み場、ロッカールーム、食堂など)、職場外で従業員に提供される施設(寮など)のことを指す。

安全衛生の確保の例として、清潔・衛生が保たれるとともに、安全な飲料水、火災対策、換気、温度管理、緊急避難路(出口)、個人所持品の安全な保管などの対策が挙げられる。

6.8 従業員の健康管理

すべての従業員に対し、適切な健康管理を行うことを要望します。

適切な健康管理とは、少なくとも法令に定める水準において健康診断などを実施し従業員の疾病の予防と早期発見を図ることを指す。あわせて過重労働による健康障害の防止やメンタルヘルスなどのケアについても十分に配慮していく必要がある。

7 人権リスク

7.1 強制的な労働の禁止

すべての従業員をその自由意志において雇用し、また強制的な労働を行なわないことを要望します。

強制的な労働とは、自らの意思によらないすべての労働のことである。

強制的(あるいは強制的な労働)とは、例えば、次のようなものを指す。

本人の意思に反して就労させる強制労働、借金等の返済のために離職の自由が制限される債務労働、人身売買の結果として行われる奴隷労働。また囚人であれども過酷な環境における非人道的な囚人労働。

自由な離職の権利がないことや、身分証明書・パスポート・労働許可証の雇用者への預託を義務付ける行為も強制的な労働の一種である。

7.2 非人道的な扱いの禁止

従業員の人権を尊重し、虐待や各種ハラスメント(嫌がらせ)をはじめとする過酷で非人道的な扱いを行なわないことを要望します。

非人道的扱いとは、虐待、体罰、セクシャルハラスメント(性的嫌がらせ)、パワーハラスメント(暴言による嫌がらせや威圧的行為)などを指す。

7.3 児童労働の禁止

最低就業年齢に満たない児童対象者を雇用せず、また児童の発達を損なうような就労をさせないことを要望します。

児童労働とは、一般論としてILO(国際労働機関)の条約・勧告に定められた最低就業年齢に満たない者を雇用することや、若年労働者の保護を怠ることを指す。

例えば、日本国内においては、15歳未満の者を雇用することや、若年労働者保護のための法令に違反することも、禁止されている児童労働にあたる。健康、安全、道徳を損なうおそれのある就業から若年労働者を保護する法規制の例として、夜間労働や危険作業などの制限が挙げられる。海外においても、所在国の法令で定められた最低就業年齢に満たない者の雇用や保護義務違反は児童労働にあたる。

また、法令の定めのない国では、ILOの最低年齢条約・勧告に反する行為は児童労働にあたる。(最低就業年齢の原則は15歳:ILO条約第138号)

7.4 差別の禁止

求人・雇用における差別をなくし、機会均等と処遇における公平の実現に努めることを要望します。

差別とは、本人の能力・適性・成果などの合理的な要素以外により、採用・昇進・報酬・研修受講などの機会や処遇に差を設けることをいう。

差別の要素としては、例えば、人種、民族、国籍、出身地域、皮膚の色、年齢、性別、性的志向、障害の有無、宗教、政治的見解、組合加入の有無、配偶者の有無などがある。

また、健康診断や妊娠検査が機会均等または処遇における公平を損なう場合には差別的行為とみなされる。

7.5 適切な賃金

従業員に少なくとも法定最低賃金を支払い、また不当な賃金減額を行わないことを要望します。

最低賃金とは、所在国における賃金関連法令で定められた最低の賃金をいう。本項目では、超過勤務手当や法定給付を含むその他の手当の支払も含む。

不当な賃金減額とは、労働関連法令等に違反する賃金減額を指す。

7.6 労働時間

法定限度を超えないよう、従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理することを要望します。

適切な管理とは、次のような行為を指す。

- ・年間所定労働日数が法定限度を超えないこと
- ・超過勤務時間を含めた1週間当たりの労働時間(緊急時、非常時を除く)が法定限度を超えないこと
- ・1週間に最低1日の休日を与えること
- ・法令に定められた年次有給休暇の権利を与えること。

7.7 従業員の団結権

労働環境や賃金水準等の労使間協議を実現する手段としての従業員の団結権を尊重することを要望します。

従業員の団結権の尊重とは、報復・脅迫・嫌がらせを受けることなく結社する自由、法令に従い労働組合に加入する自由、抗議行動を行う自由、労働者評議会などに加わる自由などに配慮することを指す。

6. むすび

NEC グループがお客様に提供する製品やサービスの多くは、お取引先からの資材・サービスの調達により成り立っています。私たちは資材調達の基本方針に基づき、お取引先とより一層の連携を図りながら、ともに CSR を推進することによって Win-Win 関係を構築し、相互のビジネスの繁栄に結びつけていきたいと希求しております。

(以上)

日本電気株式会社

108-8001 東京都港区芝 5-7-1

発行責任者： ソリューション資材部長

発行： 2011年12月13日

お問い合わせ先

ソリューション資材部調達改革統括部

03-3798-6017

CSR推進部

03-3798-9837

本ガイドラインは予告なく改訂することがございます。最新版は NEC ホームページ上で随時公開致します。

Copyright 2011 NEC Corporation